

第1章 文化芸術振興計画の概要

1 策定の趣旨

本市では、平成21（2009）年に制定した「西東京市文化芸術振興条例」を基に、文化芸術の振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成24（2012）年に第1期となる「西東京市文化芸術振興計画」、平成31（2019）年に「西東京市第2期文化芸術振興計画（以下『第2期計画』という。）」を策定し、地域の文化芸術活動や地域資源を活かしたさまざまな施策に取り組んできました。

令和2（2020）年以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人が集まることや外出が制限され、さまざまな活動が自粛されました。市民生活においても、さまざまな面で行動変容を迫られるようになりました。

本市においても、さまざまな活動において外出や交流の機会が減少し、文化芸術に関わる事業や市民活動も大きな影響を受け、文化芸術活動の中止・延期・縮小を余儀なくされました。

このような状況における文化芸術の役割として、国の文化芸術推進基本計画（第2期）（令和5（2023）年3月）では、「未曾有の困難と不安の中、文化芸術は、人々に安らぎと勇気、明日への希望を与えるものとして、その本質的価値が改めて世界中で認識された」と示されています。また、オンラインの活用が急速に進んだことにより、文化芸術における鑑賞・表現方法が多様化するとともに、新たな楽しみ方も生まれてきています。

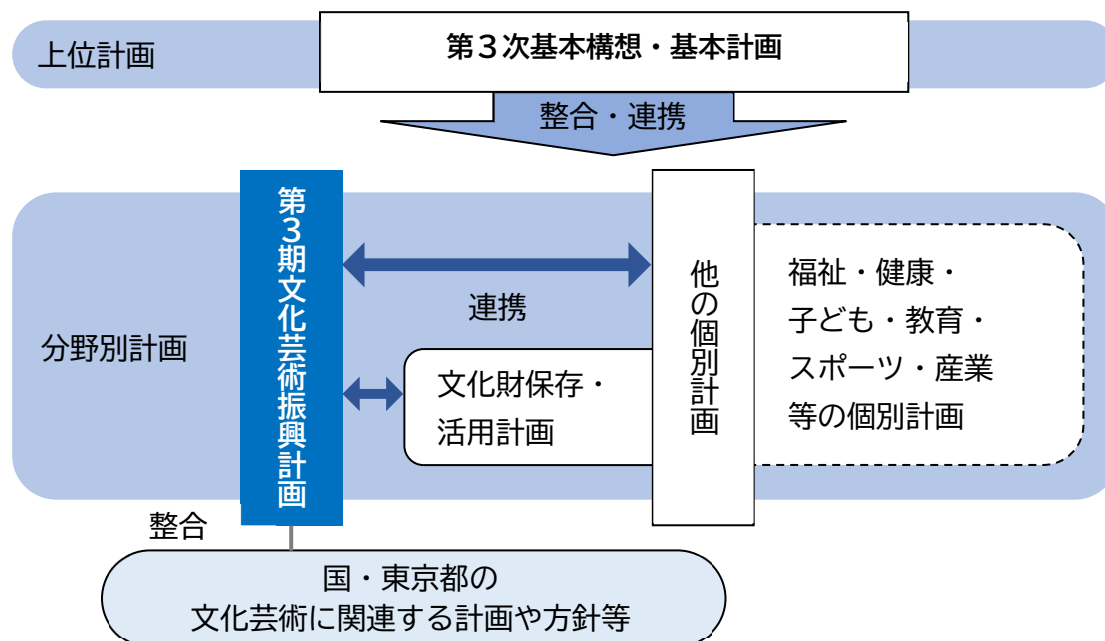
こうした背景を踏まえ、西東京市文化芸術振興条例に掲げる「市民一人ひとりが文化芸術を享受・創造・発信できる 文化の香りあふれるまち」に向けて、引き続き推進するとともに、「心身の健康」や、「地域への愛着」、「共生社会の実現」、「地域の活性化」の効果を意識しながら文化芸術の振興施策をさらに推進するため、「西東京市第3期文化芸術振興計画（以下『本計画』という。）」を策定しました。

2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、国の「文化芸術基本法」、「西東京市文化芸術振興条例」に基づき、本市の文化芸術の推進に関する計画として策定するものです。

本計画は、国、東京都の文化芸術に関連する計画や方針等を踏まえ、本市の上位計画である西東京市第3次基本構想・基本計画及び他の個別計画との整合・連携を図りながら、本市における文化芸術振興施策を総合的に推進します。



(2) 計画期間

本計画は、デジタル化の急速な進展等の文化芸術を取り巻く社会情勢や市民のニーズ等が、大きく変化しつつある状況に柔軟に対応しながら取組を推進するため、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間を計画期間とします。

(3) 対象とする文化芸術の範囲

本計画が対象とする「文化芸術」は、文化芸術基本法との整合性を踏まえ、以下のような範囲を基本としつつ、市民や地域の特徴的な活動も幅広く捉え、計画を推進します。

- ①芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他（メディア芸術を除く。））
- ②メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）
- ③伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能）
- ④芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。））
- ⑤生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）、出版物及びレコード等
- ⑥文化財等（有形及び無形の文化財並びにその保存技術）
- ⑦地域における文化芸術（文化芸術の公演、展示、芸術祭等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能）